

青葉台4丁目町会会則

(名 称)

第1条 本会は青葉台4丁目町会と称する。(以下、町会と呼称する。)

(組織及び会員)

第2条 町会は青葉台4丁目居住者を以って組織し、世帯主又はこれに準ずる者を会員とする。

(目 的)

第3条 本会は会員相互の融和と親睦を図り、共有の利益と権利を守り、町会の発展と会員並びに家族の健康・福祉・安全・環境に寄与する事を目的とし、個人の利益或いは政治目的に利用してはならない。

(事務所)

第4条 町会の事務所は町会長宅に置く。

(地区及び班)

第5条 第3条の目的達成を円滑にする為、町内を別紙(青葉台4丁目略図)に示す地区及び班に区分し、居住する会員はその班員とする。班の規模は1つのブロック単位を基準とする。班を統合するときは当該班長、地区長および会長の合意のうえで行う。

(加盟団体)

第6条 町会は次の団体に加入する。

- イ) 姉崎地区町会長会(行政組織上の上位団体)
- ロ) 青葉台町会協議会(青葉台各町会で構成)

(事 業)

第7条 町会は第3条の目的達成の為、次の事業を行う。

- イ) 市原市行政上の協力及び行政に対する要望事項。
- ロ) 防犯防災及び安全・衛生に関する事項。
- ハ) 青少年の指導育成に関する事項。
- ニ) 公共、公益施設の管理に関する事項。
- ホ) 会員の互助厚生に関する事項。
- ヘ) その他目的達成に必要な事項。

(役員および班長)

第8条 町会に次の役員及び班長を置く。

- イ) 会長1名
- ロ) 副会長(地区長)4名
- ハ) 会計1名
- ニ) 会計監査1名
- ホ) 防犯防災担当1名

- へ) 福祉情報担当 1名を会員の福祉関連情報を適正に維持管理するため、担当を会長が役員の中から選任する事が出来る。
- ト) 育成担当1~2名
- チ) 班長 各班1名
- リ) 町会活動の充実を図る目的で、顧問1名を会長が選任する事が出来る。
- ヌ) この町会は必要に応じて専門部会を置く事ができる。

(役員および班長の選出)

第9条 役員および班長は次の各項目に基づき選出する。

- イ) 会長、会計、会計監査、防犯防災担当、育成担当は、各地区の輪番により選出する。町会長、当番にあたる地区長、班長が地区内で適当と思われる人を推薦し、役員会で承認する。推薦での選出が困難な場合、当番にあたる地区の役員・班長の選挙等による過半数にて選出し、役員会で承認する。
- ロ) 副会長（地区長）は各班の輪番により選出する。地区長、班長が当番に当たる班内で適当と思われる人を推薦し、役員会で承認する。推薦での選出が困難な場合、当番にあたる班の会員の選挙等による過半数にて選出し、役員会で承認する。
- ハ) 班長は各班毎に輪番で選出する。
- ニ) 役員、班長は12月末日までに選出し、現会長に氏名を通知するものとする。
- ホ) 町会長は歴代の役員および班長の名簿を更新保管する。

(役員および班長の任期)

第10条 役員及び班長の任期は次のとおりとする。

- イ) 役員の任期は原則として2年（4月1日から翌年3月31日迄）、班長の任期は1年（4月1日から翌年3月31日迄）とする。
但し、役員・班長いずれも再任を妨げない。
- ロ) 欠員を生じた場合は、欠員となった地区（班長は班内）から補充し、任期は前任者の残りの期間とする。

(役員および班長の任務)

第11条 役員の任務は次のとおりとする。

- イ) 会長は町会を代表して会務を総括する。
- ロ) 役員は会務に関わる提案、審議を行い、決定事項の実施に協力する。
- ハ) 副会長は会長を補佐し、会長不在時はその職務を代行する。
- ニ) 会計は町会の会計事務を行う。
- ホ) 会計監査は会計事務の監査を行う。
- へ) 防犯防災担当は町会の防犯・防災に関する役務を行う。
- ト) 育成担当は町内の青少年の育成に関する役務を行う。
- チ) 地区長は地区を代表し会務を総括する。
- リ) 班長は班の代表として班員の意志を総括し、総会、役員会に伝え、町会諸事項について審議決定するほか、決定事項及び諸伝達事項を班内に周知する。
- ヌ) 役員は町会協議会において分担した役務を行う。

(会 議)

第12条 会議は定期総会、臨時総会及び役員会とする。

定期総会は年度終了後に行うものとし、臨時総会及び役員会は、会長が必要と認めた時に招集する。又、臨時班長会議も会長が必要と認めた時には、都度招集する事が出来る。

(総 会)

第13条 総会は概ね次により行う。

- イ) この会における総会は、役員及び班長を以って構成する。
- ロ) 総会はこの会の最高議決機関であり、決算、事業計画、会則の変更、その他重要事項を審議決定する。
- ハ) 総会は2/3以上の役員及び班長の出席により成立し、出席者の過半数を以って議決する。
- ニ) 役員及び班長が出席不可能な場合は、役員は班長以外の役員に班長は班内の者に次により委任する事ができる。委任は『委任状』(様式適宜)を以って行い、委任を受けた者は、議長に提出するものとする。
- ホ) 会長は議事を円滑に運営する為、議長及び書記を役員の中から選出するものとする。
- ヘ) 会員は「オブザーバー」として総会に出席する事が出来る。

(役員会)

第14条 役員会は次により行う。

- イ) 通常の会務処理の審議決定、若しくは承認及び重要事項の審議等を行う。
- ロ) 役員会は会長、副会長、会計、会計監査、防犯防災担当及び育成担当役員を以って行い、必要に応じて班長及び関係者の出席を求めるものとする。
- ハ) 本会則に定めのない事項及び急を要する事項については会長、副会長、会計を以って審議決定する事が出来る。

(運営費)

第15条 町会の運営に要する費用は、会費及び寄付金を以って充てる。

(会 費)

第16条 会員は会費として月額500円を納入する。

(監 査)

第17条 会計監査は年1回以上、町会の会計事務を監査し、異常の有無を会長に報告するものとする。

(年度)

第18条 町会の年度は事業年度を毎年4月1日から翌年3月31日までとし、会計年度を毎年3月1日から、翌年2月末日までとする

以上

青葉台4丁目町会会則

改定経歴表

改定日	改定内容	承認日
基準 平成21年3月 2日		
平成24年3月25日	(地区及び班) 第5条 末尾に、但し、複数のブロックから構成する場合は、21戸を越えないように分割する。を追記 (役員および班長の選出) 第9条 (ハ)80歳以上は班長業務を免除する。 ただし就任は妨げない。を追記	平成24年度総会 (H24.3.25) で承認
平成26年3月23日	(地区及び班) 第5条 ただし、複数の……を削除し、 班を統合するときは当該班長、地区長および会長の合意のうえで行う。を追記 21戸を越える班が存在するため。 (役員および班長の選出) 第9条 (ハ)80歳以上は班長業務を免除する。 ただし就任は妨げない。を削除 班長対象者減少により、80歳を越えても元気な方には願います。	平成26年度総会 (H26.3.23) で承認
平成31年3月24日	(事業、役員および班長の選出、役員および班長の任務、役員会) 第7条、9条、11条、14条 防火防犯を削除し防犯防災とする。また防犯担当と言う呼称を防犯防災担当とする 防火だけではなく、防災の比重が増しているので実情に合わせる。 (役員および班長)	平成30年度総会 (H31.3.24) で承認

	<p>第8条 へ) 育成担当1~2名</p> <p>実情に合わせる。</p> <p>(会議) 第12条 事業年度終了後を削除し年度終了後に変更</p> <p>本会の年度は18条の(会計監査)の項に会計年度として規定されているため。</p>	
<p>令和2年3月22日</p>	<p>(目的) 第3条 家族の福祉を健康・福祉・安全・環境に拡大。</p> <p>(事業) 第7条 ロ) 防犯防災及び衛生を防犯防災及び安全・衛生とする。</p> <p>(役員および班長) 第8条 へ・リ) へ)項に福祉情報担当を協議会の決定により追加。 1名を会員の福祉関連情報を適正に維持管理するため、担当を会長が役員の中から選任する事が出来る。 リ) 項に顧問を追加 1名を顧問として会長が選任出来る様に追加。</p> <p>(会議) 第12条 臨時班長会議を、会長が認めた場合に都度招集出来る事を明記した。</p> <p>(役員会) 第14条 ロ) 必要に応じて班長の出席を求めるから班長及び関係者の出席を求めるにする。</p> <p>(年度) 第18条 町会の年度は事業年度を毎年4月1日から翌年3月31日までとし、会計年度を毎年3</p>	

	<p>月1日 から翌年2月末日までとする。 実情に合わせる</p>	
--	---	--